

平成 25 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	自然災害共済に係る異常危険準備金の積立率並びに洗替保証限度率の引き上げ				
税 目	法人税（租税特別措置法第 57 条の 5、同法施行令第 33 条の 5）				
要 望 の 内 容	<p>消費生活協同組合の自然災害共済に係る異常危険準備金制度のうち、租税特別措置法第 57 条の 5 第 1 項に定める積立率について、当年度共済掛金の「百分の十五」とされているところを「百分の三十」とする。</p> <p>また、同法第 57 条の 5 第 7 項に定める洗替保証限度率について、当年度保険料等の「百分の七十五」とされているところを「百分の百」とする。</p> <table border="1" data-bbox="874 808 1489 902"> <tr> <td data-bbox="874 808 1222 902">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1222 808 1489 902">▲3,095 百万円 （ — 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲3,095 百万円 （ — 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲3,095 百万円 （ — 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>消費生活協同組合法に基づく消費生活協同組合は、一定の地域又は職域による人と人の結合であって、協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的としている。</p> <p>消費生活協同組合が行う共済事業においては、共済契約者たる組合員の保護のため、共済金の円滑な支払いが必要とされること。</p> <p>予想外の損害が発生した場合にも、消費生活協同組合が共済金を円滑かつ確実に共済契約者に支払うため十分な異常危険準備金の積立てを促すことにより、共済契約者たる組合員の保護を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>① 消費生活協同組合は、組合員の協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図る事を目的としており、消費生活協同組合が行う共済事業においては、共済契約者たる組合員への円滑な支払いが要請されている。</p> <p>② 特に、消費生活協同組合の実施する自然災害共済は、地震災害についても保障しており、将来リスクに備え、十分な異常危険準備金の積立てが必要とされている。</p> <p>③ このような中、平成 23 年に発生した東日本大震災等により多額の異常危険準備金が取り崩されているところ。</p> <p>④ このため、今後予見される大規模災害時の共済金の円滑な支払いに備えるため、早期に十分な異常危険準備金を確保する必要があることから、積立率の引き上げ（15%→30%）並びに洗替保証限度率の引き上げ（75%→100%）が必要である。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること。 施策大目標2-1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること。
		政策の達成目標	組合員に契約どおりの共済金が確実に支払われる環境整備を図るため、自然災害共済にかかる異常危険準備金を確実に積み立てることにより、「通常の危険率を超える損害」に対応できる財政基盤を確保させる。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
		政策目標の達成状況	東日本大震災等の発生に対し準備金取崩しにより、円滑かつ確実に共済金の支払いが行われた。 なお、これにより平成21年度から平成23年度では、自然災害共済の異常危険準備金残高が約66億円減少した。
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	8組合(平成24年度見込み)
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	組合員に契約どおりの共済金が確実に支払われる環境整備を図る観点から、異常危険準備金の積み立てを税制が支援するものであり、本措置がない場合、必要な異常危険準備金の積み立てが遅れ、今後大規模な自然災害が発生した際に共済金が支払われないおそれがある。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	無し
		予算上の措置等の要求内容及び金額	無し
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	今後大規模な自然災害が発生した場合にも、消費生活協同組合が共済金を円滑に契約者に支払えるよう、消費生活協同組合の早期・計画的で十分な異常危険準備金の積立てに寄与するものであり妥当なものである。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	○直近事業年度損金算入額（過去3カ年） 4,338百万円（平成23年度） 669百万円（平成22年度） 4,227百万円（平成21年度）
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本措置により、自然災害共済実施組合の税負担を軽減することで、契約者たる組合員の保護を目的として、「通常の危険率を超える損害」に対応できる財務基盤を確保するため、異常危険準備金の積立てが行われており、一定の効果がある。
		前回要望時の達成目標	組合員に契約どおりの共済金が確実に支払われる環境整備を図るため、自然災害共済にかかる異常危険準備金を確実に積み立てることにより、「通常の危険率を超える損害」に対応できる財政基盤を確保させる。
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本措置の支援により積立てを行ってきたが、想定を超える東日本大震災等の影響により、異常危険準備金が大幅に取り崩されたところ。今後予見される大規模災害時の共済金の円滑な支払いに備えるため、早期の異常危険準備金の積立てを促進する必要がある。
	これまでの要望経緯	平成12年度 制度適用	